

## 第2期鳥取県庁障がい者活躍推進計画（案）に係るパブリックコメント実施結果について

令和7年2月21日  
人事企画課

鳥取県庁障がい者活躍推進計画の計画期間（R2～6年度）満了に伴い、第2期計画（R7～11年度）の策定について検討を進めるに当たり、計画案をお示しし、パブリックコメントを実施しました。

その結果及び計画（案）を報告します。

### 1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見聴取期間：令和6年12月18日（水）～令和7年1月8日（水）
- (2) 周知方法：とりネットへの掲載、新聞広告の掲載（12月21日（土））、県庁県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村窓口チラシ配架
- (3) 応募件数55件（意見数：58件）

<内訳>

項目	件数
計画全体への意見	15件
I 鳥取県庁障がい者活躍推進計画について	1件
II 本県における障がい者雇用等の状況	0件
III これまでの取組を更に推進するための目標設定及び新たな方策	12件
IV 障がい者の活躍推進に向けた取組	18件
その他（計画とは直接関係のない意見）	12件

### 2 主な意見と対応方針

- ※凡例 「対応済」：すでに取組を行っているもの、計画に盛り込んでいるもの。  
「反映しない」：反映しないもの、反映困難なもの。  
「その他」：御意見として何うもの

#### (1) 計画全体

意見概要	対応方針	考え方
障がい者だけでなく、職員全員に活躍推進計画を向けて欲しい。	その他	「輝く女性活躍推進プログラム」、「子育てにやさしい職場づくり推進プログラム」等別の計画で職員の働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
計画を立てる上で当事者の意見なしではいけないものが作れないと思うので本人、家族、周囲の方の意見を反映させてほしい。	その他	障害者就業・生活支援センター等、障がい者雇用の実態をよく知る専門機関の意見を反映している。

#### (2) 「I 鳥取県庁障がい者活躍推進計画について」

意見概要	対応方針	考え方
定期的な状況報告が必要。	対応済	毎年度、6月1日時点の障がい者雇用の状況や取組内容を取りネットで公表している。

#### (3) 「III これまでの取組を更に推進するための目標設定及び新たな方策」

意見概要	対応方針	考え方
障がい者雇用率の目標3.7%は低すぎる。全国1位を目指すべき。	反映しない	令和6年6月時点の都道府県知事部局における雇用率の最大値は3.63%であり、3.7%は決して低い目標ではない。 ※本県は全国3位（3.51%）
機会を増やし、意欲のある方には一人でも多く就業の場を確保して欲しい。	対応済	従来の事務作業補助だけでなく、研究機関の技術作業補助など、職域の拡大を進めている。
適応する職種も無いのに採用枠を増やすのは疑問。障がい者でもできる仕事や職種が	対応済	新たな職域の拡大に際しては、専門機関と意見交換しながら障がいのある職員の担う業務

あれば採用すべき。		を選定の上、採用試験を実施している。
定着率 100%では1人の離職でも達成出来ない。実現可能な数値とすべき。	反映しない	定着率の算定に当たっては、本人希望の転職等の場合を除くこととしており、県での就労を希望される方については、職場とのミスマッチによる離職等をなくすことを目標に掲げることとする。
マニュアル作成、人事評価は次期計画を待たず速やかに取り組めばよい。	対応済	令和6年度に「障がい者雇用推進チーム会議」を2回開催し、関係機関の意見を聞きながら作成に向けた準備を進めている。
数値目標を達成することは大切とも思うが、質的な評価もしていかなければならない。	対応済	雇用率のみならず、障がい者雇用に係る取組状況全般について障がい者雇用推進チーム会議に報告し、専門機関の御意見をいただいている。

※電子アンケートにおける障がい者雇用率に係る意見

現状 (3.51%) より ①引き上げたほうがよい 47.1% ②現状維持でよい 49.9% ③引き下げたほうがよい 3.0%

#### (4) 「Ⅳ 障がい者の活躍推進に向けた取組」について

意見概要	対応方針	考え方
障がい理解のための研修について、職員の受講率 100%を目標にすべき。	その他	引き続き全職員に受講するよう働きかける。
職場の人への周知等のフォローが大事。	対応済	研修等により、職員全体が障がいへの理解を深めることとしている。 また、障がいのある職員に意向に沿って、職場へも当該職員の障がいの情報を伝えている(職員本人が希望しない場合は伝えない)。
ステップアップの支援において、正職員以外は最長5年となっているが、もっと柔軟な施策があってもよい	その他	会計年度任用職員としての任用の柔軟化については、他の職との均衡を考慮して検討する。
障がい者は通勤が大変であり、支援が必要ではないか。	その他	通勤態様を踏まえ、必要な配慮を行っている。 例：勤務公署敷地内の駐車場利用の許可、公共交通機関の時間を考慮した勤務時間の設定
県内に特別支援学校があるので学生向けの雇用のことを盛り込んだ方がよい	反映しない	学生に限定せず、幅広い障がいのある方を対象にしている。なお、特別支援学校に対しては、県の採用情報は提供している。

### 3 第2期鳥取県庁障がい者活躍推進計画(案)について

別紙のとおり